

令和8年度水田農業の推進について

令和7年12月23日
三重県農業再生協議会

1 水田農業の推進に対する基本的な考え方

県農業再生協議会では、米価の安定や県産米の適切な生産量確保と円滑な供給に向け、国が策定する基本方針の需給見通し等を踏まえつつ、行政・生産者団体・現場が一体となり、需要に応じた米の生産・供給の取組を進めます。

麦や大豆については、ブロックローテーションを核とした生産体制の構築を図りながら、需要に応じた生産の取組を進めます。

また、その他の作物についても、地域の実状に応じ、作付けの拡大や品質の向上を図ります。

これらを実現するため、令和8年度においては、令和9年度から始まる新たな水田農業政策にかかる「生産者への周知や経営安定に資する調整・協議」さらには「行政・生産者団体等における推進体制の構築」が重要となります。

県農業再生協議会では、国の動向や各地域の特性を踏まえつつ、経営所得安定対策をはじめ担い手対策や農地対策等に係る国の施策を有効に活用して、多様な担い手による水田営農システムの構築を推進し、三重県における新たな水田農業の展開につなげます。

2 需要に応じた作物生産による水田収益力向上に向けた取組の推進

県農業再生協議会では、生産者が需要に応じた水田作物の生産に継続的に取り組めるよう、主食用米の「生産量の目安」を算定し、地域農業再生協議会別に提供します。

また、主食用米をはじめ、麦、大豆、新規需要米といった戦略作物等を、地域の実状に応じながら意欲ある生産者が自らの経営判断で選択できるよう、需給状況などの情報について、地域農業再生協議会を通じて生産者等に提供します。

さらに、国の令和9年度からの水田政策の見直しの中で、麦・大豆などの戦略作物の生産性向上に資する取組に対する支援が検討されていることから、本県においても、麦や大豆をはじめとした畑作物の作付拡大と生産性向上に取り組みつつ、需要に応じた作物生産による水田収益力強化の取組を進めます。

(1) 主食用米

主食用米については、引き続き、国の需給見通しを踏まえて県農業再生協議会で算定した「生産量の目安」を地域農業再生協議会別に情報提供します。

令和7年度は「三重県における主食用米生産振興計画」（令和6年12月）に基づき、8月段階での「暫定目安」を試行的に提示したところであり、令和8年度以降の「暫定目安」の提示については、令和7年度の検証を行うとともに、国の動向や情勢を注視して実施します。

さらに、近年、高温による米の品質低下が深刻化していることから、高温対策に

関する基本技術を推進するとともに、高温耐性品種の作付け拡大を進めます。

また、県産ブランド米「結びの神」の生産拡大を図るとともに、業務用などの実需者が求める品種についても需要に応じた作付推進を図ります。

(2) 麦

麦については、近年、排水対策及び土づくり等の取組を進めることにより単収向上を図ってきました。

今後は、「三重県における小麦生産振興計画」（令和7年1月）に基づき、主食用米との均衡を保ちつつ、各地域で確立されてきたブロックローテーションの仕組みを維持・拡大しながら、作付けを推進するとともに、引き続き、排水対策及び小麥赤かび病の防除対策の徹底など生産安定、品質向上に向けた取組を進めます。

また、実需者や生産者の意見を取り入れながら、より生産性の高い品種の導入及び作付けの拡大を図ります。

(3) 大豆

大豆については、加工事業者等から安定した需要があるものの、単収と品質の向上が求められています。

このため、今後は、単収と品質の向上に向け、湿害回避のための排水対策の徹底及びカメムシ類・ヨトウムシ類による虫害、アサガオ等による雑草害の低減のための適切な防除などの取組を進めます。また、収量性の高い新品種導入に向けた実証栽培に取り組みます。

(4) 新規需要米

新規需要米については、麦、大豆の栽培不適地等における栽培品目として重要であり、主食用米と同じ栽培方法や機械化の体系で取り組めることから、引き続き、地域の水利条件等も考慮しながら、需要に応じた生産を進めます。

3 関連施策の有効活用による水田農業の推進

本県の水田農業の基幹作物である麦・大豆に関しては、国における「経営所得安定対策」や「水田活用の直接支払交付金」の活用により、生産者の経営安定を図るとともに、「国産小麦・大豆供給力強化総合対策」「産地生産基盤パワーアップ事業」等の活用により、団地化及び生産性の向上を図るための施設整備や機械導入を促進します。

また、「地域計画」の実現に向けて、農地中間管理事業を活用のうえ、担い手農業者や集落営農組織、新規就農者等の多様な担い手による効率的な農地利用を促進するなど、水田農業の持続、発展を支える水田営農システムの構築を推進します。

4 推進体制の整備等

県農業再生協議会では、水田農業等推進部会を中心に担い手育成部会、耕作放棄地対策部会が一体となり、東海農政局と連携しながら、情報提供や助言などを通じて地域農業再生協議会による水田農業振興の取組を支援します。